

課程博士博士論文に係る共著論文について（申合せ）

平成3年5月9日研究科委員会承認

平成6年9月8日改正

平成21年10月1日改正

平成25年6月20日改正

学位申請のための研究内容が共著論文として学術雑誌に掲載される場合は、次の条件を満たしている場合に限り、博士論文の作成に用いることができる。

（課程博士博士論文取扱内規第3条）

1. 当該研究内容が既に権威ある欧文の学術雑誌に掲載されたもの、あるいは掲載される予定のもの。
2. 前項の発表は、筆頭著者又は主体的研究者であること。（指導教授の証明が必要）
3. 共著者全員の同意が得られること。（共著者の同意書が必要）
4. 発表された欧文の別刷または投稿中の原稿写を添付すること。